塩谷総第224号 平成28年2月15日

環境省 環境副大臣 井上 信治 様

栃木県塩谷町長 見形 和久

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく 詳細調査候補地の選定結果の返上に対する回答について

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定の問題につきましては、日頃より本町民はもとより、本県民に対しましても、お心遣いをいただいていることに重ねて御礼申し上げます。

さて、早速でありますが、2月10日付けで環境副大臣 井上信治 様から御郵送いただきました、本県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果の返上に対する回答内容については驚愕と落胆を感じざるを得ませんでした。

そして、本町が選定結果を「返上」した趣旨をまったく理解していただけな かったことに、空しさと悔しさを感じております。

貴職からの回答は、ただ単に現在までの環境省の考え方をまとめたもので、 「返上」を決意した本町民の心情を踏みにじる行為であると判断し、受け取る ことはできません。

この回答により、本町が示した先の候補地の「返上」についての考えは一寸 たりとも動かしてはいけないと確信いたしましたので、下記の理由により返 送させていただきます。 ① 候補地の選定手法については、栃木県知事のほか、貴職(塩谷町長)を含む県内すべての市町長が参加する市町村長会議において、数次にわたって議論を重ねた上で確定し、環境省として確定したものです。

(本町の考え)

平成26年11月9日に開催されました第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、いくつかの市町長様より「市町村長会議で決定したというように環境省は説明をしているがその様なことを言われるのは不本意でありそういう事実はない。」と詰め寄られたことに対して、当時の小里環境副大臣は「市町村長会議の議論を受け止めて、決定したのはあくまでも環境省です。」と発言しております。小里副大臣は環境省を代表して「議論を受け止めて」と説明しているにもかかわらず、その後の環境省の説明の中では「市町村長会議において確定した」となってしまうことが理解できません。確定も決定もほぼ同じ意味で、確定については「はっきりときめること」、決定については「きめること」という意味であるという説もあり、どちらかというと確定の方がより強いイメージで使われるようであります。市町村長会議での副大臣の発言をも無視して「確定」を使い続ける環境省の考えが理解できませんし、市町長の合意形成が本当に行われたといっても良いのかさえも不明確です。

② 栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法では、今回のような豪雨による影響など一次スクリーニングで把握し得なかった追加的な情報については、詳細調査の中で確認し判断することとしております。

(本町の考え)

詳細調査で確認し判断するという手法は環境省が決めたものであります。 詳細調査を行った後に環境省がどういう基準で詳細調査候補地を建設適 地と判断するかの肝心な判断基準が明確にされておりません。その様な 中で現時点では国有識者会議が実質的な決定機関と理解せざるをえない と考えております。そうなると建設することを前提として技術論を検討するために招集された有識者会議において不適地であるため建設断念という結論に結びつくことは考えられません。本県の有識者会議でも指摘されていたように、環境省が最終的に候補地を決定するに値する判断をするための基準が明確に示されないかぎり、詳細調査=建設容認は覆すことができません。例えば「詳細調査の結果を基に一次スクリーニングの項目をクリアしているか再度検証する」等の具体的な基準を示し、国の有識者会議及び環境省が最終判断する評価基準を明確にすべきであります。それがない限り町民の理解を得ることも困難でありますし、本町の詳細調査の受入は絶対にあり得ません。

③ 現時点で一部の冠水があったことのみをもって直ちに、詳細調査候補地 から除外するべきものではない。

(本町の考え)

貴省でも認めたように詳細調査候補地は現実的に冠水し、貴省が除外するべきとしている要件の、河川の溢水による冠水が詳細調査候補地で起っております。一部であろうが全部であろうが冠水した事は事実であり、環境省が示した要件の中にもどの程度冠水したら除外するということは記載されていません。一部であろうが冠水した事は事実でありますので、事実を湾曲させるような回答は理解に苦しむところであります。

④ 詳細調査を受け入れないことについて合理的根拠があるとは考えられず、 また、詳細調査を受け入れていない段階で「返上」と主張されても、環境 省としては理解しがたい。

(本町の考え)

環境省が考えている合理的根拠というものがどういうものを示すのかわかりませんが、少なくても本町に対して住民説明会をやらせていただきたいというスタンスから、今回の回答のように詳細調査をやらして欲しいと簡単に課題をすり変えてくる事からしても、環境省の合理性は成り

立っていないと判断いたします。住民説明会を開催して住民との合意形成がされた後に詳細調査と理解しておりましたが、住民説明会のことはどこにいってしまったのでしょうか。

「返上」についても詳細調査を受け入れていない段階でとのご指摘ですが、本町が「返上」したのは指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果で、詳細調査を受け入れる受け入れないの議論以前の話しであり、選定結果に「異議あり」のための「返上」です。環境省としては理解しがたいとの事ですが、本町としてはこのことを理解できない環境省を理解しがたい状況であることをご認識ください。

⑤ 貴町の皆様の御不安や御心配にしっかりとお答えするためにも、是非、詳細調査を実施させていただきたいと考えており、環境省としましては、引き続き、その実施について御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

(本町の考え)

本町の町民の不安や心配の原因を誰がつくっているのか原点に立ち返って考えてみてください。本町の町民がどの様なことに不安や心配をもって住民説明会や詳細調査を受け入れられないかをこれまでにも説明をしてきたはずです。その不安や心配を、詳細調査をすることによって払拭できるという考えは環境省の傲慢で身勝手な考えであり、本町民を愚弄しているものとしか理解できません。環境省から何の歩み寄りもなく、呪縛のごとく「市町村長会議での確定」を最上段に構えている限り、本町との接点は小さくなるばかりであります。本町民が環境省を信頼できるような方策を考えて下さい。ボールは環境省に投げられたままになっていることに気付いてください。本町が受け取ることができる、そして国民・県民のすべてが納得できる結果のボールを投げ返してください。それが環境省が今やるべきことではないでしょうか。